# 市町村議会で議決した意見書等（令和２年6月～9月）

令和2年9月15日現在

| No. | 市町村名 | 件名 | 議決年月日 | 頁 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 八幡平市 | 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 | R2.6.26 | 1 |
| 2 | 洋野町 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 | R2.9.11 | 2 |
| 3 | 洋野町 | 少人数学級の実現を求める意見書 | R2.9.11 | 3 |

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>八幡平市</td><td>【議決年月日】令和２年６月 26 日<br>【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣<br>文部科学大臣<br>【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書<br><br>新型コロナウイルス感染症対策として３月には全国で一斉臨時休業が行われた。また、４月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。<br>学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。<br>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。<br>よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。<br>記<br>１　計画的な教職員定数改善を推進すること。<br>２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。<br><br>以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>洋　野　町</td><td>
【議決年月日】令和２年９月11日<br>
【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣<br>
厚生労働大臣　経済産業大臣　内閣官房長官　経済再生担当大臣<br>
まち・ひと・しごと創生担当大臣<br>
【件　　　名】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書<br><br>
新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。<br>
地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。<br>
よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。<br>
記<br>
１　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。<br>
２　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。<br>
３　令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。<br>
４　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。<br>
５　特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。<br><br>
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
</td></tr>
</table>

| 市町村議会名 | 意見書の内容 |
| --- | --- |
| 洋　野　町 | 【議決年月日】令和２年９月11日<br>【提　出　先】内閣総理大臣　財務大臣　文部科学大臣<br>【件　　　名】少人数学級の実現を求める意見書<br><br>今、新型コロナウイルス感染症防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要となっている。しかし、40人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、密集状態となっており、これを避けるためには少人数学級にする必要がある。<br>もともと学校は一人一人の子どもと向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、学校教育の現場からは40人学級でなく、少人数学級実現の要望が出されている。<br>７月３日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会が連名で政府に少人数編成を可能とする教員の確保を要望しており、また７月17日に閣議決定された骨太方針2020においても少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備の検討を提起している。<br>こうした状況を踏まえ、安心・安全で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級を速やかに実現するための措置を講ずることを強く要望する。<br><br>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 |